

非行少年に関わる 仕事に興味は ありますか？

非行少年って
怖くないの？

少年院って
何してるの？
刑務所と違うの？

「法務教官」職業説明会を開催します！

説明会概要

9/27 (土)

10:30～12:00

開催方法：オンライン (Zoom)

対 象：R8.4.1時点で40歳未満の方
(学生・社会人問わず歓迎します)

申込方法：QRから必要事項を入力



※申込期限 R7/9/5 (金)
期限までに申込人数が50名に達した場合は、
その時点で募集を終了します。

少年院や少年鑑別所で働く
「先生」がいます。
「法務教官」という仕事です。

法務教官は、非行をした少年たちと
日々向き合い、関わり、話をします。

教員免許や心理の資格は
必要ありません。
人と関わることや対人援助の仕事に
やりがいを感じられる方を
募集しています。

学生さんも、社会人の方も、
是非お気軽にご参加ください！

→法務教官の仕事について
詳しくは裏面へ！



少年院の法務教官

少年院では、少年たちが非行を繰り返すことなく生きていけるよう、非行に至った生活や考え方を見直したり、自立した生活に必要な知識・技能を教えたりする、「矯正教育」を行っています。

少年院は、1人の少年に対して1人の法務教官が担任として関わる個別処遇の体制をとっており、「人と人との関わり」を大切にしています。

少年院の法務教官は、少年たちと丁寧に向き合い、変わろうとする気持ちに寄り添い、立ち直りと社会復帰を手助けする仕事です。



法務教官は
非行少年の
改善更生
に関わる仕事です



少年鑑別所の法務教官

少年鑑別所では、面接や行動の観察を通じて少年を多面的に理解し、問題性や改善更生の可能性を探る、「鑑別」という仕事を行っています。また、地域の方・学校から、非行・犯罪に関する相談を受け付け、ワークブックを用いた面談や、学校での法教育授業なども行います。

少年鑑別所の法務教官は、少年のありのままの姿を理解しようと努め、非行や問題行動に関する知見を地域社会に還元していく仕事です。